

## コミュニティ・スクール制度について

## コミュニティ・スクール設置の背景と法改正

## 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

**背景** 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

## ◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

## ◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

## ◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

## ◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）

◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

**コミュニティ・スクール**



**地域学校協働活動**

『目標』や『ビジョン』  
の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

「これからの学校と地域 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～」(文部科学省)より

## 「学校運営協議会」に関する法律が改正されました

平成16年度に改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」で「学校運営協議会」を設置できるようになりました。

平成29年度に地教行法が一部改正・施行され、教育委員会による「学校運営協議会」の設置が努力義務になりました。

## ●平成29年度 地教行法の主な改正ポイント

- ① 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- ② 学校運営への必要な支援についても協議すること
- ③ 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行うものを追加
- ④ 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- ⑤ 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- ⑥ 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

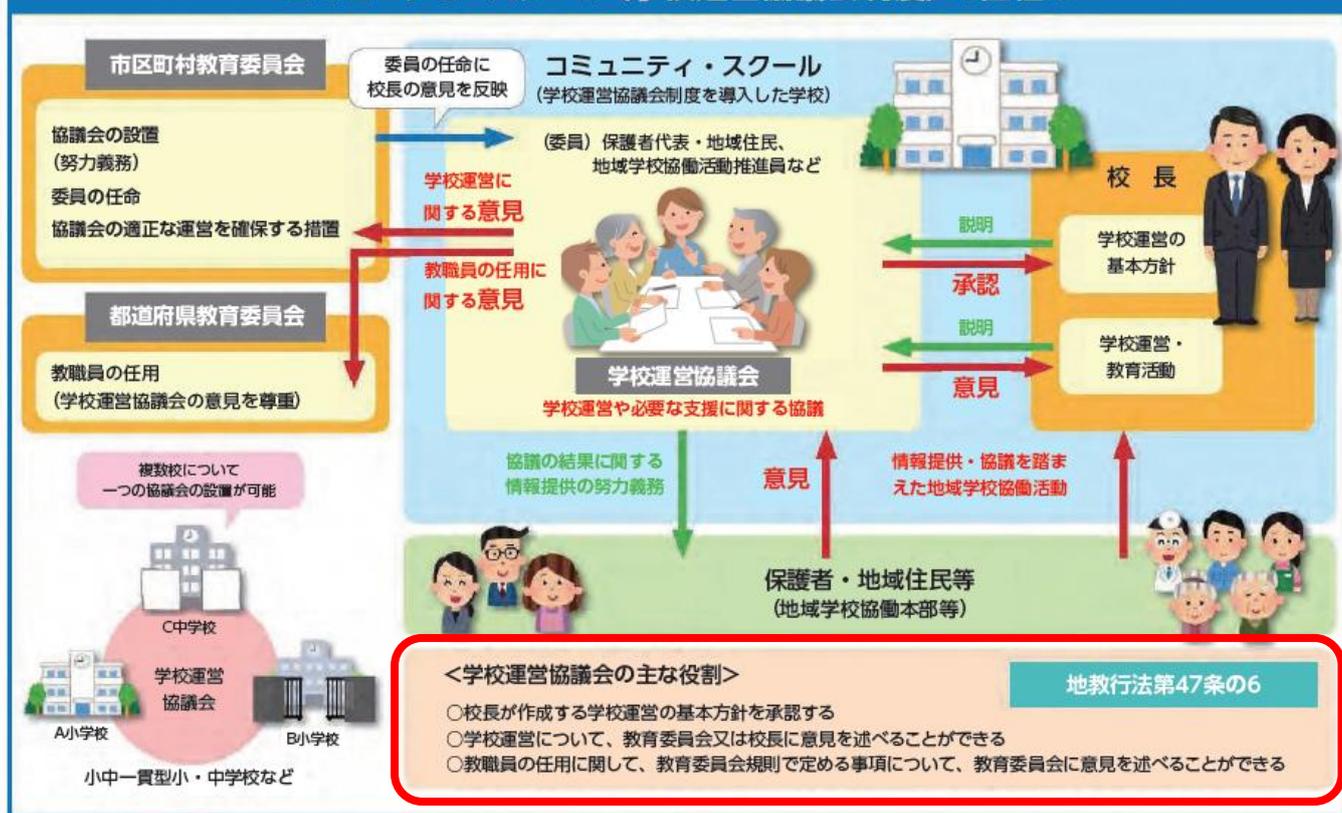
## コミュニティ・スクールの概要

コミュニティ・スクール(CS)は、学校運営協議会を設置している学校のことで、学校と地域住民・保護者が力を合わせて「地域とともにある学校」づくりを進める学校運営の仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、「学校運営協議会」での議論を通じて、**地域でどのような子どもたちを育て、どのように実現していくのかという目標やビジョン、学校や子ども、地域の課題について、合議体として課題解決を目指した学校づくりを進めていきます。**

保護者や地域住民が、子どもたちや学校が抱えている課題を共有し、「**熟議**」(熟慮と議論)を重ね、より多くの意見を反映させながら、**具体的な解決策や支援内容等について議論し、それぞれの立場で果たすべき役割を分担しながら、地域ならではの創意や工夫を生かした学校運営の充実を推進していきます。**

### コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



コミュニティ・スクール制度の導入により、保護者や地域の住民が、学校の抱える課題を共有し、必要な支援について熟議することを通じて、これまで以上に学校運営に積極的に関わることが可能となり、**地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりにつながる。**